

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則
の一部改正について

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一
部を次のように改正する。

2008年（平成20年）3月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成20年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、次世代育成支援に関わる全庁的な取組を更に強化・推
進するため、新たにこども青少年部を創設し、あわせて青少年育成に関する事務を
教育委員会生涯学習部からこども青少年部に移管するとともに学校教育相談センタ
ーを新たに教育機関として設置するため規則の一部改正の必要による。

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 平岡法子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成15年藤沢市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「八ヶ岳野外体験教室，」の次に「学校教育相談センター，」を加え，「，青少年相談センター」を削る。

附 則

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>○藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 12 月 19 日 教委規則第 7 号</p> <p>藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報保護条例施行規則(昭和 63 年藤沢市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。</p> <p>第 1 条 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行については、次条に定めるもののほか、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成 15 年藤沢市規則第 19 号)の例による。</p> <p>第 2 条 条例第 11 条第 1 項に規定する個人情報管理責任者は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項の表の右欄に掲げる課等の長、教育文化センター、八ヶ岳野外体験教室、<u>学校教育相談センター</u>、西部学校給食合同調理場、公民館、青少年相談センター及び図書館の長並びに市立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則(平成 19 年教委規則第 1 号)</p> <p>この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則(平成 20 年教委規則第 号)</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><u>この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>○藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 12 月 19 日 教委規則第 7 号</p> <p>藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報保護条例施行規則(昭和 63 年藤沢市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。</p> <p>第 1 条 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 15 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行については、次条に定めるもののほか、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則(平成 15 年藤沢市規則第 19 号)の例による。</p> <p>第 2 条 条例第 11 条第 1 項に規定する個人情報管理責任者は、藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成 12 年藤沢市教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項の表の右欄に掲げる課等の長、教育文化センター、八ヶ岳野外体験教室、西部学校給食合同調理場、公民館、<u>青少年相談センター</u>及び図書館の長並びに市立の小学校、中学校及び特別支援学校の校長とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則(平成 19 年教委規則第 1 号)</p> <p>この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</p>